



# 狂犬病予防定期集合注射を受けましょう

## 4月9日(土)～24日(日) ※雨天実施。

生後91日以上全ての飼い犬は、狂犬病予防法により登録および狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

### ◎登録済みの犬に注射を受けさせる場合

#### 【継続料金 3,400円】

継続して、同じ犬を飼っている方には、「犬の登録・予防注射済票交付申請書」(はがきに犬と印字)を3月下旬に送付します。なお、「はがき」は、当日定期集合注射の会場に必ずお持ちください。

#### 《集合注射会場における料金内訳》

狂犬病予防注射料金	3,000円
狂犬病予防注射済票交付手数料	400円
<b>合計</b>	<b>3,400円</b>

※「はがき」に記載されている飼い犬が、すでに死亡している場合や飼い主に変更があった場合には、市に届け出が必要です。

※今回の定期集合注射会場で、予防注射が受けられない場合は、最寄りの動物病院で受けることができます。注射料金などは、あらかじめ注射を受ける動物病院にお問い合わせください。

### ◎新しく飼った犬(未登録)に注射を受けさせる場合

#### 【新規料金 5,400円】

生後91日以上犬を新しく飼う場合には、犬の登録と狂犬病予防注射の接種が必要です。

#### 《集合注射会場における料金内訳》

犬の新規登録手数料	2,000円
狂犬病予防注射料金	3,000円
狂犬病予防注射済票交付手数料	400円
<b>合計</b>	<b>5,400円</b>

◎送付された「はがき」の記載内容に変更がある場合には、赤字で修正してお持ちください。

◎定期集合注射時の注射済票交付手数料領収書は、牛久市狂犬病予防事務施行細則第9条の規定により、注射済票の交付をもって代えさせていただきます。

◎市内にある動物病院でも、飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付が受けられます。

◎狂犬病予防注射を受けていない場合は、災害時に飼い主と一緒に避難所に入れない場合があります。

### どの会場でも受けられます

#### 平成28年度 狂犬病予防定期集合注射日程表

4月9日(土)	みどり野第1街区公園(南4丁目) 9:00～9:50	向台自治会館前 10:05～10:45	本町第1街区公園 11:00～11:30	
4月10日(日)	刈谷第4街区公園(刈谷町4丁目) 9:00～9:30	刈谷第1街区公園(刈谷町2丁目) 9:45～10:15	つつじが丘南公園 10:30～10:50	第2つつじが丘第3公園 11:05～11:35
4月16日(土)	小坂ふるさとコミュニティセンター下 9:00～9:20	正直公会堂下 9:35～9:55	島田公会堂前 10:10～10:30	奥原公会堂前 10:45～11:05
4月17日(日)	ひたち野みずべ公園(広場東側) 9:00～9:55	牛久北部地区3号街区公園(ひたち野西3丁目) 10:10～10:50	第八岡見自治会館前 11:10～11:30	岡部公会堂前 13:10～13:25
4月20日(水)	奥野生涯学習センター前 9:00～9:20	小坂第1街区公園 9:40～10:20	牛久運動公園(第1駐車場) 10:40～11:30	
4月23日(土)	岡見会館前 9:00～9:20	東岡見自治会館前 9:35～9:55	上太田会館前 10:10～10:30	女化青年研修所前 10:45～11:30
4月24日(日)	栄町第3街区公園(栄町3丁目) 9:00～9:40	神谷二区区民会館前(田宮2丁目) 9:55～10:25	一厚公民館前 10:40～11:05	むつみ会館前 11:20～11:55

### 忘れていませんか？飼い犬の登録

犬の登録は飼い主の義務です。私たちに住民票があるように飼い犬にも住民票登録が必要です。

生後3か月以上の飼い犬には、室内、室外に関係なく登録が必要になります。(狂犬病予防法第4条)

※登録は、環境政策課または、市内動物病院で行えます。

もしもの時、ペットの命を助けられるのは、飼い主だけです！



### 所有者明示をしましょう！

迷子札やマイクロチップを装着させましょう。もしもの時、迷子札によって飼い主の元へ帰れる例が多くあります。

※犬・ねこが失踪、犬・ねこを保護したときは、

市環境政策課 ☎873-2111内線1561～1563  
牛久警察署(会計課) ☎871-0110  
茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

◆問い合わせ先 環境政策課 ☎内線1561～1563